

高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施に係る特別調整交付金の交付額の算定（処置要求）

厚生労働本省

3億3281万円(指摘金額)

高齢者保健事業等の概要

- ✓ 後期高齢者医療広域連合（広域連合）は、高齢者医療確保法等に基づき、後期高齢者に対する健康診査等の**高齢者保健事業**を行う努力義務あり。実施に当たっては、市区町村との連携の下、介護保険法に規定する地域支援事業（**介護予防**）等と**一体的に実施**
- ✓ 国は、広域連合が市区町村に一体的な実施に必要な委託事業費を支払った場合、交付基準^(注)等に基づき、広域連合に対して特別調整交付金（**一体的実施特別交付金**）を交付。交付額は、医療専門職の person 費等の経費に消費税相当額を加算した額（対象経費）の2/3
(注)令和3年度特別調整交付金交付基準
- ✓ 市区町村が広域連合から支払われた委託事業費を一般会計又は免税事業者に該当する特別会計に組み入れて事業を実施した場合、委託事業費に係る消費税の申告は不要
- ✓ 市区町村が職員として雇用する保健師等の医療専門職の person 費は、消費税の課税対象とはならず、これに係る消費税を支払うことはない

検査の結果

- ✓ 3年度に全国の47広域連合に対して交付された一体的実施特別交付金（交付額計46億3927万円）を検査したところ、**42広域連合管内の685市区町村**は、一般会計又は特別会計に組み入れた**医療専門職の person 費に係る消費税相当額を負担せず**
- ✓ 42広域連合に対して交付された一体的実施特別交付金（交付額計40億6089万円）の対象経費に市区町村が負担していない医療専門職の person 費に係る**消費税相当額を含めずに試算した交付額は計37億2808万円（上記の交付額との差額は計3億3281万円）**
⇒市区町村が負担していない医療専門職の person 費に係る消費税相当額を**対象経費に含めずに算定**することなどにより、**一体的実施特別交付金の交付額を節減できた**

要求する処置

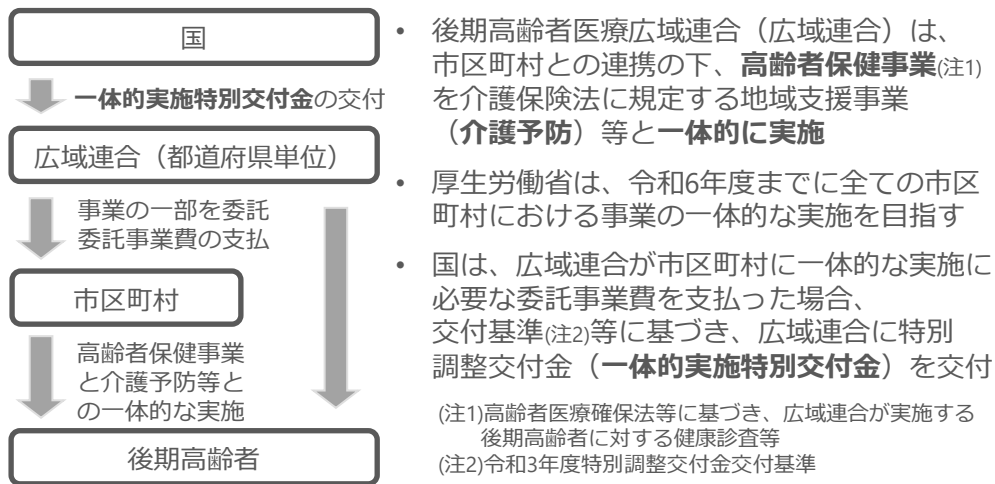
- ✓ 厚生労働省において、**交付基準を改正**するなどして、**市区町村が負担していない医療専門職の person 費に係る消費税相当額について、一体的実施特別交付金の対象経費に含めずに算定されるようにすること**

高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施に係る特別調整交付金の交付額の算定（処置要求）

厚生労働本省

3億3281万円(指摘金額)

高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施の概要



一体的実施特別交付金の概要

- 交付額は、医療専門職の person 費等の経費に消費税相当額を加算した額（対象経費）の2/3
- 広域連合から支払われる委託事業費は、市区町村の実情に応じて、一般会計又は特別会計に組み入れて事業を実施

一般会計に組み入れ		消費税の申告は不要
特別会計に組み入れ	免税事業者に該当	消費税の申告は不要
	課税事業者に該当	消費税の申告が必要

市区町村が職員として雇用する保健師等の医療専門職の person 費は、消費税の課税対象とならず、これに係る消費税を支払わない
⇒消費税の申告を行わない場合、**市区町村はこれに係る消費税相当額を負担しない**

検査の結果 令和3年度に全国の47広域連合に対して交付された一体的実施特別交付金（交付額計46億3927万円）を検査したところ、

医療専門職の person 費に係る消費税相当額を対象経費に含めていた42広域連合管内の687市区町村

医療専門職の person 費に係る費用（person 費相当額）を**一般会計**に組み入れて事業を実施していたのは42広域連合管内の**604市区町村**

person 費相当額を**特別会計**に組み入れて事業を実施していたもののうち、消費税の申告を行っていなかったのは33広域連合管内の**115市区町村**

(注1) person 費相当額を一般会計と特別会計の両方に組み入れた市町村が34市町村あり、それぞれに含めている
(注2)687市区町村のうち特別会計に組み入れて事業を実施していた2市は、消費税の申告を行っていた

42広域連合管内の**685市区町村**は、**医療専門職の person 費に係る消費税相当額を負担せず**

⇒市区町村が負担していない消費税相当額を**対象経費に含めない**ことで、**一体的実施特別交付金の交付額を節減できた**

一体的実施特別交付金の対象経費に市区町村が負担していない医療専門職の person 費に係る**消費税相当額を含めず**に交付額を試算すると計37億2808万円（**交付額（計40億6089万円）との差額計3億3281万円**）

要求する処置 厚生労働省において、**交付基準を改正**するなどして、**市区町村が負担していない医療専門職の person 費に係る消費税相当額について、一体的実施特別交付金の対象経費に含めず**に算定されるようにすること